

第14回 官業民営化等WG 議事録（警察庁ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月22日（金）11:00～11:30
2. 場所：永田町合同庁舎1階第4会議室
3. 項目：自動車保管場所証明手続
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、大橋専門委員、福井専門委員
警察庁
交通局 交通規制課長 種谷 良治（以下「種谷交通規制課長」という）

鈴木主査 おはようございます。

では、第14回の「官業民営化等WG」を開催したいと思います。

本日は第2次ヒアリングになりまして、自動車保管場所証明手続、自動車登録、その他各種の登録関係を中心として第2次のヒアリングを行いたいと思います。

では、最初に警察庁から自動車保管場所証明手続について、先般私どもの方から質問状を差し上げてございます。それに関連して御説明いただきたいと思います。時間30分と予定しておりますので、7、8分程度で御説明いただいて、あとはディスカッションさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

種谷交通規制課長 それでは、私の方から御説明させていただきたいと思います。

いただいております質問事項は2点ございます。それぞれにつきまして、当庁の考え方につきまして、お手元に資料をお配りしてございますので、ごらんいただきたいと思います。

問1に対する当方の今後の方針でございますけれども、そこでございますように、結論から先に申し上げますと、平成15年に発出した委託先の拡大の推進についての事務連絡、これは前回お示しをさせていただいておりますが、これを速やかに見直しまして、現地調査事務の委託先の数につきまして、都道府県警察の実情に応じて判断するよう指導してまいりたいというふうに考えております。

そこにレジュメ風に書いてございますが、この前お示ししました15年7月14日付けの事務連絡文書、「自動車保管場所証明事務の委託先の拡大の推進について」という文書におきまして、自動車保管場所証明事務の現地調査の委託先は、1都道府県当たりについて複数にわたらないことが望ましいという書き方をしておりました。

これにつきましては、1つは現地調査の委託先に対しまして、適正かつ迅速な現地調査の実施等について指導する場合等におきまして、効率的かつ一元的に行うことができること。

それから、斉一的な現地調査事務の実施が可能であること。

3番目といたしまして、車庫とばし等の不正事案を効果的に防止するため、不正な保管場所証明申請の具体的な手口の情報について、委託先のすべての現地調査員が共有し、車庫とばしの不正な自動車登録がなされる前に、自動車保管場所証明書の交付を却下できるよう、警察と委託先だけでなく、委託先の調査員間においても密接な連携と協力が必要であるということから、そのような望ましいと

いう書き方をしてきたわけであります。

この事務連絡文書につきましては、今も申し上げましたように、複数にわたらないことが望ましいと記載されていることから明らかなように、各都道府県警察に対して必ず1か所とすべきと指示していたわけではございません。今、申し上げました3点が考慮されているのであれば、都道府県警察の判断によって委託先を複数とすることは当然否定するものでもありませんでした。

現に、青森県警察は6か所、秋田県警察は19か所、茨城県警察は27か所、鹿児島県警察は2か所等複数の委託先とそれぞれ契約を締結して、保管場所の現地調査をしているところもあるところであります。

それで、結局1つ目の質問に対しましては、先ほど一番最初に申し上げましたような形で望ましいという形の表現を改めるということにしたいと思えます。

2つ目の御質問でございますけれども、これにつきましては、2ページ目でございますが、結論から申し上げますと、現地調査事務の委託先については、可能な限り一般競争入札を行うことが望ましいということを明記した通達を発出するとともに、当該通達を警察庁のホームページに掲載してまいりたいというふうに考えております。

2つ目の御質問に対する説明であります。自動車保管場所証明事務の現地調査事務を委託するに当たっては、交通安全協会以外への委託を更に推進すべく広報が必要ではないかという御指摘が前回ございました。

現地調査事務の委託先につきましては、現地調査事務の適正かつ迅速な運用を図るために、保管場所法施行令に規定する保管場所の要件を満たしているか否かを調査する能力を有し、かつ、個々の現地調査をおおむね申請の当日または翌日までに終了することができる十分な体制を備えていることが必要であるということ。

それから、現地調査員につきましては、申請者等の個人情報を取り扱うこととなるほか、不正事案に係る情報等に接する可能性もあることから、これらの情報を的確に管理することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められることが必要であります。

これらの要件を満たす者の中から、適切な競争環境の下、最も適切な受託者が選定されることは、当庁といたしましても望ましいことであると考えております。

したがって、今後、警察庁といたしましては、今まで説明をいたしてまいりました考え方が、より明確に都道府県警察に伝わるように、先に発出しました事務連絡文書を速やかに見直し、現地調査事務の委託先の数については、先にお示した観点から検討して、各都道府県警察の実情に応じて判断すべきであることや、可能な限り、一般競争入札を行うことが望ましいことなどを明記した通達を発出して、都道府県警察を指導するとともに、当該通達を警察庁のホームページに掲載することとまいりたいというふうに考えております。

私からの御説明は以上です。

鈴木主査 ありがとうございます。

非常にいろいろ御配慮いただいておりますのは、評価いたします。

今回の通達は事務連絡文書という形でこれをやられようと思っておるわけですね。

種谷交通規制課長 この前出したものは、一応事務連絡という形でありまして、今度はちょっとランクを上げてまして通達という形で出して、当庁のホームページに通達文書を出していくということです。

大橋専門委員 はい。

鈴木主査 どうぞ。

大橋専門委員 前向きな方針、対応していただきありがとうございます。

ただ、2点ほど御質問させていただきたいと思いますが、1つは先般この現地調査事務、あるいは、データ入力事務の民間委託状況をお伺いしたところ、現地調査事務については全国の都道府県の43で委託されていると。データ入力については、三十幾つだったですかね。そうすると、残っているのはわずかもかもしれないけれども、そういうまだ民間委託を行っていない都道府県というのは、なぜ行っていないのか、その理由を教えてくださいということと、それとも関連して警視庁は民間委託しているんでございましょうか。

種谷交通規制課長 しておりません。

大橋専門委員 では、その理由なんかも併せてお聞かせいただきたいということ、これが1つ。

それから、この事務の一連の流れを見ますと、申請から交付までという事務があると思うんですが、現在最後の出口である交付ということは、これは警察が自ら行っているんでございましょうか。これについても、民間に任せるということはできないのかどうかという、この2点についてちょっと教えてくださいと思います。

種谷交通規制課長 最初の民間委託していないことについて、委員が御指摘のように警視庁は、現在、民間に委託をしておりませんが、警視庁は再雇用職員が行っております。警察官の再雇用を進めようということで、再雇用職員を使って現地調査事務を行わせています。これは、嘱託職員という形で雇っている人に現地調査をさせているということでありまして。

それから他に、大阪なども同じように再雇用の職員を嘱託しており、非常勤が嘱託職員かはちょっと明確ではありませんが、そういう形で雇用をして現地調査をさせているということでありまして、一応再雇用職員の全体の計画の中で行っているということでありまして、民間委託ができないかどうか検討してくれという話はしておりますけれども、一応現状においては、そういう状況でございます。

鈴木主査 警視庁にはそういうお話はされておるわけですね。

種谷交通規制課長 一応、民間委託も検討してもらえないかという話はしております。鈴木主査 再雇用というのは、どういう方をイメージしたらよいのですか。定年退職をした人とか。

種谷交通規制課長 多分、つぶさではありませんが、定年退職した人もいるでしょうし、例えば、女性職員で結婚して辞めた方で働きたいという意欲のある方について再雇用をしているとか、そういう形で非常勤職員か、嘱託職員かいろいろな種類はあると思いますけれども、そういう形で雇用をして、それを専門にしてもらっているということだろうと思います。

それと、あとは2つ目の交付についてであります。県の中には契約書の中で交付についても民間委託という形で行っているところもございまして。幾つがそういう形で行っているかというのは、資料がありませんが、交付事務も併せて民間委託をしているところもございまして。ですから、交付

を民間委託していないところについても、できないということではないだろうと思います。

鈴木主査 それもクラリファイすることは可能ですね。通達で交付事務をやってもいいということ
を明確にするということは、これは可能ですね。

種谷交通規制課長 それは、一連の流れの中で各都道府県警察の判断で、どこまで民間委託するか
を検討してくれという指示はできると思います。

鈴木主査 随分、変わってきましたね。私は何年か前に申請も交付も必ず警察署に出頭すべしとい
うので、随分いろいろ議論をやったことがあるのですが、わかりました。

種谷交通規制課長 あと、ワンストップサービスができると1台の端末からできるという形になり
ますし、そういう方向で全体的な方向としては進めてまいりたいと思っております。

鈴木主査 だから、複数にわたらないことが望ましい、この表現を変えるということは、複数にわ
たることは、どういうふうに書かれるのですか。

種谷交通規制課長 これは、実際問題として県の実情がいろいろございまして、勿論、都会を抱え
ている県から、都市を抱えていない県までいろいろありまして、警察署の中でも、それこそ、申請数
が月に何件しかないところから、ものすごい数のあるところまでありまして、やはり県の実情に応じ
て、あまりにも申請数が少ないところは、多分、入札をやっても業として成り立たないだろうと思
うのです。そういうところは、幾つかの警察署をまとめて区分して複数の形で契約するか、場合によ
っては小さい県では分割してしまうと場合によっては入札、応札するものがなくて、しかも、不落随
契みたいな形で契約しようとしても、受けてくれなかった場合には、結局、警察官がやらなければな
らなくなることになってしまうとよろしくないので、幾つに分割するか、もしくは分割しないのが一
番いいのか、これについては各都道府県で実情に応じて考えてもらうということだろうと思いますの
で、少なくとも単数が望ましいということは、通達から消すという形で、あとは県の実情に応じてき
ちんと考えていただきたいという形の指導をしていきたいというふうに考えています。

鈴木主査 そうすると、上の1のア、イ、ウというようなものを要件として、そういうものが満た
される限り複数であってもよろしいということまでは書かないで、ただ、県の実情に応じて複数で
あってよろしいというふうに。

種谷交通規制課長 ですけれども、この3点は一応考慮してくれと言った上で、県の判断に任せ
るという形の書き方しか多分できないのだろうなと思っております。

鈴木主査 あまりア、イ、ウを制限的に取られると、ちょっと戸惑うところが出てくるとも思いま
す。

種谷交通規制課長 地方自治の精神にも反しますし、あと実際に、各県で財務規則とか知事部局と
の関係というのがかなり違いまして、例えば、一般競争入札、それから指名競争入札、それから随意
契約理由とか、その辺の解釈も各県によってかなり違いますので、県内を幾つに分けるかも含めてよ
く検討して、なるべく競争性が導入できるように最適の方法で行ってくれという形での通達を出して、
指導するしかできないのではないかと思います。

鈴木主査 わかりました。我々の方の希望としては、もう今までの基本的には望ましい原則は放棄
したと。そして、複数であって何ら差し支えはないと。

種谷交通規制課長 この3点に考慮した上でです。

鈴木主査 更に言うなら、むしろ、複数で競争入札をすることの方が望ましいという、それぐらいのニュアンスにまでにさせていただくと非常にはっきりしてくるという感じがするのですが。

種谷交通規制課長 一般競争入札をすることが望ましいということは書きます。ただ、単数なのか複数なのかは、これはちょっとニュートラルな形しかないのかなとは思っていますが、少なくとも単数が望ましいという方向性を示すことはやめます。

鈴木主査 可能な限り一般競争入札というのだけれども、一般競争入札ができないというのはどういうケースを。

種谷交通規制課長 これは、勿論、地方自治法上は一般競争入札が大原則ですので、その大原則に従ってやってもらうわけですけども、ただ、実際になぜ今まで随契にしていたのかという話を聞いてみますと、やはりこれは今まで車庫とばし等の事案がありまして、これは例えば、暴力団のフロント企業とかが参入してきた場合には、彼らの裏社会の業として成り立つような仕事にもなりかねないということがあって、地方自治法の施行令上、「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」ということで随契にしていたものです。

鈴木主査 それだったら、入札者の要件というか、条件という問題ですね。

種谷交通規制課長 そうです。ですから、それで随契にしてきたようですが、委員がおっしゃるように、一般競争入札でも資格要件を更に制限することが、地方自治法の施行令上できますので、そのような方法を探るとか、または指名競争入札を行うとか、その辺はやはり県によって要件の解釈がかなり違うところもありますが、原則は一般競争です。一般競争を行うときに、今言ったような問題があるのであれば、その資格要件を厳格にするとか、あと総合評価方式というのもできますから、一般競争入札で、単に安いところだけではなくて、基準を作って、こういう要件で総合的に評価して総合評価方式で最終的に落札者を決めるという方法もできます。そのようなことも考慮した上で、一般競争入札を原則として考えてほしいという形での指導をしていきたいと思います。

鈴木主査 東京都の場合などは、その事情はわからないわけではありませんけれども。私の住んでいるところの警察署も、さっき言った結婚退職してから再就職というふうに大体想定される人が緑の腕章を付けてやっていますけれども、それはそれでその方たちが就職してもよいけれども、もう少し透明な形にして、ある委託先の従業員として再雇用するような便を計らうというようなふうなことで、委託関係というのがはっきりしていった方がよいのではないかという感じがしますが、そこら辺はいかがか。

種谷交通規制課長 委託先に、なかなか途中で採用していただけるかどうかという問題は、勿論ありますけれども、その辺も含めて、途中で辞めた人で働きたい人について、職場を提供するというような施策がありますので、それとともに一般競争でやっていくという方向性も含めて総合的に検討してほしいということは警視庁には言ってございます。

福井専門委員 いいですか。

鈴木主査 どうぞ。

福井専門委員 大変、基本的には結構な方向だと思うんですが、若干のお願いです。1つは今、主

査からも話がありましたように、複数か単数かについて、やはり今の通達というのは、明らかに誘導しよう、価値判断を持って誘導しようとしているように読めますので、これが完全に否定されたということが明確になるようにしていただきたいのです。

具体的には、この幾つかの留意事項が満たされている限り、単数か複数かについて、全く価値の序列がないんだということを極めて明快に、どんなに理解力のない人が読んでもはっきりわかるように記述していただきたいというのが1つです。

もう一つは、これにも関わりますが、今まで1か所ということでしたが、事実上、交通安全協会という特殊な組織に委託せよということを言わば命じていたに等しい機能があったということは、なかなか否定できないと思うのです。それは、まずいという方針の転換があったということも明確に読み取れるようにしていただければということです。固有名詞を端的に出すかどうかはともかくとして、特定組織の受託を前提にした競争入札や、あるいは、何らかの契約方式を想定するものではないということがわかるようにしていただければというのが2つ目です。

併せて、こういうニュアンスも含めて、読み手の印象とかも考慮する必要があると思いますので、文案は事務局に事前に協議していただきたいと思います。

種谷交通規制課長 協議につきましては、検討させていただきたいと思いますが、表現ぶりと言いますか、これまでの事務連絡と中身は基本的に変わったということが明確にわかるようなものにしたいと思います。

福井専門委員 でも、協議していただかないと、もしここで基本的に合意したと思っていることと違うニュアンスであれば、またもう一回こういうヒアリングなり議論の場を再度始めないといけなくなります。お互いにそんな手間は避けた方が効率的だと思います。

種谷交通規制課長 その点については検討させてください。

鈴木主査 それも、何もややこしいことを言っているわけではありませんので、十分相談してくれという意味にも取っていただいて、相談してお互いに、要するに十分、ここで今、話し合ったことが齟齬がないように実現するということが大切ですから、それは1つ是非御配慮願います。

そのほかのところでも決まった問題の細かい通達のやり方というのは、大体私ども当然監視機能を持っていますから、だから、その監視機能の一環としてあらかじめ相談を受けて、これならば結構でしょうというような判断をしているのは、もうすべてに共通しておりますので、その点もお含み置きをいただいて、御協力いただきたいと思いますから、よろしく願います。

大橋専門委員 今のお話に関連して、先ほどの課長のお話だと、複数にわたらないというようなことのための留意点として、アからウまでの、この3点を引き続き、これから発出する通達の中に明記するというふうにおっしゃったのではないかと思うんですけれども、私は杞憂かもしれないけれども、再度これから発出する通達に明記するという事は、やはり制限的になる恐れはないのかどうか。

それから、中身的にも、例えば、斉一的な現地調査事務の実施が可能であるという、斉一的というのは、現地調査が委託先によってばらばらであっては困るという意味ですね。

しかし、それはむしろ、ある程度のマニュアル的なものを示すことによって、十分担保され得るわけですから、これは、つまり留意事項として入っている意味がどこにあるのか、どうも私ははっきり

しないわけで、そういうことも含めて若干、私、杞憂かもしれないが、そんな気持ちを持っているということを是非配慮してください。

種谷交通規制課長 先ほど、一番最初に申しあげましたように、そのポイントに考慮してくれという書き方をしようと思っています。要するに、斉一性の確保には、例えば契約するときには仕様書できちっと縛るとか、そういうこともできるわけですから、考慮した上で方法論を考えてくれという形ですので、必ず1つでないとかだめというわけではなくて、仕様書を細かく作ってばらばらにならないようにするとか、おっしゃるようにマニュアルを委託先に配布して、それに基づいてきちんとやると。それを後からきちんとフォローするというようなやり方もできると思いますので、その3点についてよく考えてくれという趣旨であり、考慮すべきポイントということを示そうと思っています。

福井専門委員 これも書き方のニュアンスに関わると思うのですが、こういった考慮事項が、要するに、単数の場合には基本的にすべてフリーパス。複数の場合には、こういうことを考慮してくれ、というような場合分けの順番で出てくると、やはりこれは、特殊なバイアスを帯びますので、そうではなくて、単数か複数かに関わらず、およそこの種の業務については、こういう配慮事項が必要だ。その上で単数、複数というのは序列がないんだということが明確にわかるというような印象を与えるように書いていただきたいと思います。

種谷交通規制課長 それは、単数、複数に分けて、ポイントというよりは、全体として考慮してほしいことというポイントとして示して、あとは、県の判断でやってくれという形にしようと思っています。

鈴木主査 くれぐれも、それが制限的に県その他によって、例えば従来との関係もいろいろありますから、だから、それを県においては課長の意向とはまた逆に、逆読みして従来を維持するようなふうには機能しないように、この条件というものを、要するに考慮事項を書くに当たっては配慮していただきたいと思います。

種谷交通規制課長 この前も申しあげましたように、一般競争入札を既に行っているところもありますので、そういったところのやり方とかをよく聞いた上で、通達を作っていきたいと考えています。

鈴木主査 それでは、御苦勞様でした。では、一つよろしく申し上げます。